

報道関係者 各位

平成27年5月29日  
【照会先】  
秋田労働局健康安全課  
課長 齋藤孝一  
安全衛生主任 大隅 建  
(電話)018-862-6683

## 平成26年における労働災害の発生状況

死傷者数（休業4日以上）は、平成25年の減少から増加に転ずる。  
一方、死亡者数は8人と過去最少、特に建設業で減少。

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、平成26年（1月～12月）の労働災害発生状況を別紙のとおり取りまとめました。

概要は、次のとおりです。

### （概要）

- 1 秋田県内における平成26年の労働災害の死傷者数は1,019人で、平成25年（以下、「前年」という。）より1.3%増加しました。 [資料1、2](#)
- 2 業種別の死傷者数は、建設業が248人（前年比8.3%増）と最も多く、次いで製造業が203人（同2.4%減）、商業が156人（同2.5%減）などとなっています。多くの業種が減少している中で、運輸交通業が100人（28.2%増）、保健衛生業110人（同14.6%増）となっています。建設業の中では、土木工事業が68人（同20.0%減）となった反面、建築工事業が154人（同25.2%増）となっています。 [資料1、3](#)
- 3 一方、死亡者数（死傷者数の内数。以下同じ。）は8人で、前年より14人減少しました。前年は由利本荘市の土砂崩壊災害のほか土木工事業を中心に死亡災害が多発しましたが、平成26年は過去最少となっています。  
業種別の死亡者数は、建設業が5人（前年比8人減）と最も多く、採石業、小売業、廃棄物処理業で各1人などとなっています。 [資料1、4](#)
- 4 秋田労働局及び県内各労働基準監督署では、この結果を踏まえ、今年度、死傷者数が増加した建設業のほか、運輸交通業、保健衛生業に対する監督指導を強化します。  
また、労働災害の中で転倒災害が2割を超える状況にあることから、転倒災害防止対策について、講習会等の場で、ポスター、パンフレットを用いて周知を図っていきます。  
さらに、死傷者数が多い商業などの第3次産業に対しても、労働災害防止講習会や事業場への個別指導を行う等、引き続き労働災害防止対策を推進します。

## 1 労働災害発生状況（全体、業種別）

### （1）全業種合計

資料1、2

労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、平成26年は1,019人と、前年に比べ13人（1.3%）増加しました。減少傾向から、横ばい又は微増の傾向となっています。

一方、死亡者数は、近年、概ね十数人台で増減を繰り返して、前年は由利本荘市の土砂崩壊で5名が死亡する災害があったほか土木工事業を中心に死亡災害が多発し、全業種で22人となりましたが、平成26年は前年より14人減少し8人となり、平成24年の9人を下回り、過去最少となりました。

### （2）主要業種別の発生状況

資料1、3、4

主要業種ごとに発生状況を見ると、多い順に、建設業248人（災害全体の24.3%）、製造業203人（同19.9%）、商業156人（同15.3%）、保健衛生業110人（同10.8%）、運輸交通業100人（同9.8%）などとなっています。

各業種の傾向は次のとおりです。

#### 建設業

死傷者数は248人（前年比8.3%増）と前年から増加しました。建設業の死傷者数は長期的には減少傾向にあり、10年前（平成17年）に比べて約14.5%減少しているものの、平成19年以降は増減を繰り返しています。

一方、死亡者数は5人（前年比8人減）と大幅に減少しています。しかし、秋田労働局として全業種で過去最少の8人となる中、そのうち5名が建設業の死亡災害であることは重大であるといえます。

#### 製造業

死傷者数は203人（前年比2.4%減）と2年連続で減少しました。製造業の死傷者数も長期的に緩やかな減少傾向を示しています。

死亡者数は0人（前年比3人減）で、ここ10年間は3人以下で推移しています。

#### 商業

死傷者数は156人（前年比2.5%減）と2年連続で減少しましたが、長期的には、増減を繰り返している傾向にあります。

#### 保健衛生業（介護関係事業場を含む）

死傷者数は110人（前年比14.6%増）と増加しました。長期的にも、老人介護施設など社会福祉施設の増加の影響もあり、大きな増加傾向を示しています。

#### 運輸交通業

死傷者数は100人（前年比28.2%増）と3年連続減少から、一転して大幅に増加しました。近年は増減を繰り返しており、減少傾向を示すまでには至っていません。

#### 林業

死傷者数は38人（前年同数）と前年同数ですが、減少傾向にあります。

死亡者数は0人（前年比3人減）で、近年では平成22年、23年以来の死亡者数0人となりました。

## 2 労働災害の種類（事故の型別、年齢別）

## (1) 事故の型別分類

### 資料5

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、多い順に、転倒224人(災害全体の22.0%)、墜落・転落220人(同21.6%)、はさまれ・巻き込まれ114人(同11.2%)、無理な動作101人(同9.9%)、切れ・こすれ99人(同9.7%)などとなっています。

事故の型別の傾向は次のとおりです。

#### 転倒災害

床や通路での「転倒」による死傷者数は224人で、災害全体の22.0%と、最も多い災害事例となっています。

転倒災害を業種別にみると、商業53人、製造業41人、保健衛生業38人、接客娯楽業20人などと、第3次産業で比較的多く発生しています。

また、転倒災害の発生時期をみると、1月27件、2月30件、12月44件などと、冬期間の床や路面の凍結による災害が多発しており、積雪地域である秋田県の特徴となっています。ただ、冬季以外にも、毎月10~20件程度の転倒災害が発生しています。

#### 墜落・転落災害

高所からの「墜落・転落」による死傷者数は220人で、このうち、建設業が97人と業種全体の44.1%を占めています。その中でも、木造家屋建築工事業で48人と多発しているのが特徴です。

また、墜落・転落による死亡災害は毎年発生しており、木造家屋建築工事の建て方作業中に墜落したものの等、26年は3人でした。

#### はさまれ・巻き込まれ災害

機械等での「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者数は114人で、このうち、製造業で47人と業種全体の41.2%を占めており、コンベアや食品加工用機械による災害も目立っています。

#### 動作の反動・無理な動作災害

「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は101人で、その多くは重量物を無理に持ち上げたり支えたりする際の災害性腰痛の事例であり、業種別では介護関係事業場を含む保健衛生業で36人と最も多く発生しています。

#### 切れ・こすれ災害

回転する刃物などでの「切れ・こすれ」による死傷者数は99人で、木材木製品製造業における木工機械や建築工事現場での電動工具などの歯を身体に接触させる災害が多くなっています。また、小売業や飲食業のバックヤードにおいて、食品カッターやスライサーで手指を欠損・挫滅する災害も増えています。

#### 交通労働災害

業務中の交通事故による死傷者数は46人で、前年の61件から大幅に減少しています。建設業と運輸交通業において減少数が大きく、1月から3月の天候が影響しているものと考えられます。

## (2) 年齢別発生状況

### 資料6

死傷者の年齢構成をみると、多い順に、「50~59歳」293人(28.8%)、「60歳以上」224人(22.0%)、「30~39歳未満」183人(18.0%)などとなっており、50歳以上の死傷者数が全体の半数を占めています。

特に、60歳以上の高齢者の死傷者数は、平成26年は前年と同数であったものの、

平成22年以降は増加傾向がみられます。定年延長や再雇用などによる就労機会の増加に伴い、各職場においては、高齢者の特質を踏まえた安全衛生対策の推進が課題となっています。

### 3 秋田労働局における取組

#### 資料7

秋田労働局では、秋田県内における近年の労働災害の発生状況を踏まえ、平成25年度から29年度までの5年間の計画期間とする「第12次労働災害防止計画」を策定し、平成25年4月からスタートしています。

平成27年度においては、業種横断的な取り組みとして、転倒災害防止対策、交通労働災害防止対策、除排雪作業に係る労働災害防止対策を進めます。また、建設業、製造業、林業などの重篤な災害が多い重点業種に対し、継続的な取り組みを実施するほか、近年、死傷者数が増加傾向にある社会福祉施設など、雇用者が増加している第3次産業での労働災害増加に歯止めをかけるための取り組みを実施します。

業種横断的な取り組みの中で最も重点とするのは、転倒災害防止対策です。秋田労働局では、秋田県の特徴である冬季の転倒による労働災害防止を目指して平成24年度から「転倒災害防止プロジェクトチーム」を立ち上げ、作成したポスター等を、県内の事業所に配布し、凍結路面での歩行や靴の選定などについて注意を喚起する取り組みを行ってきましたが、本年度は、厚生労働省としても全国で「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を展開することとなっており、その手法も取り入れ、より効果的な展開を図ります。

建設業に対しては、今後も工事量の増加が予想されることから、高所からの墜落・転落や土砂崩壊災害防止、現場での安全管理の徹底等を重点として、現場への指導監督等を強化します。併せて、職種別団体に対する安全講習会の実施、災害防止団体と連携した合同パトロールを実施するほか、安全衛生に配慮した発注の促進等発注機関とも連携を図ります。

製造業に対しては、製造機械に巻き込まれる等の災害を防止するため、引き続き、接触防止措置の徹底等、機械の安全化の指導を行います。

林業については、平成26年は死亡災害が発生しなかったものの、かかり木処理等伐木作業中の災害の中に死亡災害につながる重大な災害が多かったことから、伐木作業時の基本的な安全作業手順の徹底を指導します。

第3次産業に対する取り組みとしては、これらの業種に特徴的な災害である「転倒」「災害性腰痛」「食品機械での切れ・こすれ」などを重点とした災害防止講習会の開催や個別指導を実施し、各事業所での災害防止の取り組みを促進します。

#### 【添付資料一覧】

- 資料1 「平成26年労働災害発生状況（確定値）」
- 資料2 「労働災害発生状況の推移（秋田県、全国）」
- 資料3 「主要業種別の死傷者数の推移（平成16年～）」
- 資料4 「平成26年 死亡労働災害発生状況」（確定）
- 資料5 「事故の型別発生状況（全業種）」
- 資料6 「被災者の年齢別内訳（全業種）」
- 資料7 「平成27年度秋田労働局の重点施策（抜粋）」

# 平成26年労働災害発生状況 ( 確定値 )

秋田労働局  
(平成27年4月9日作成)

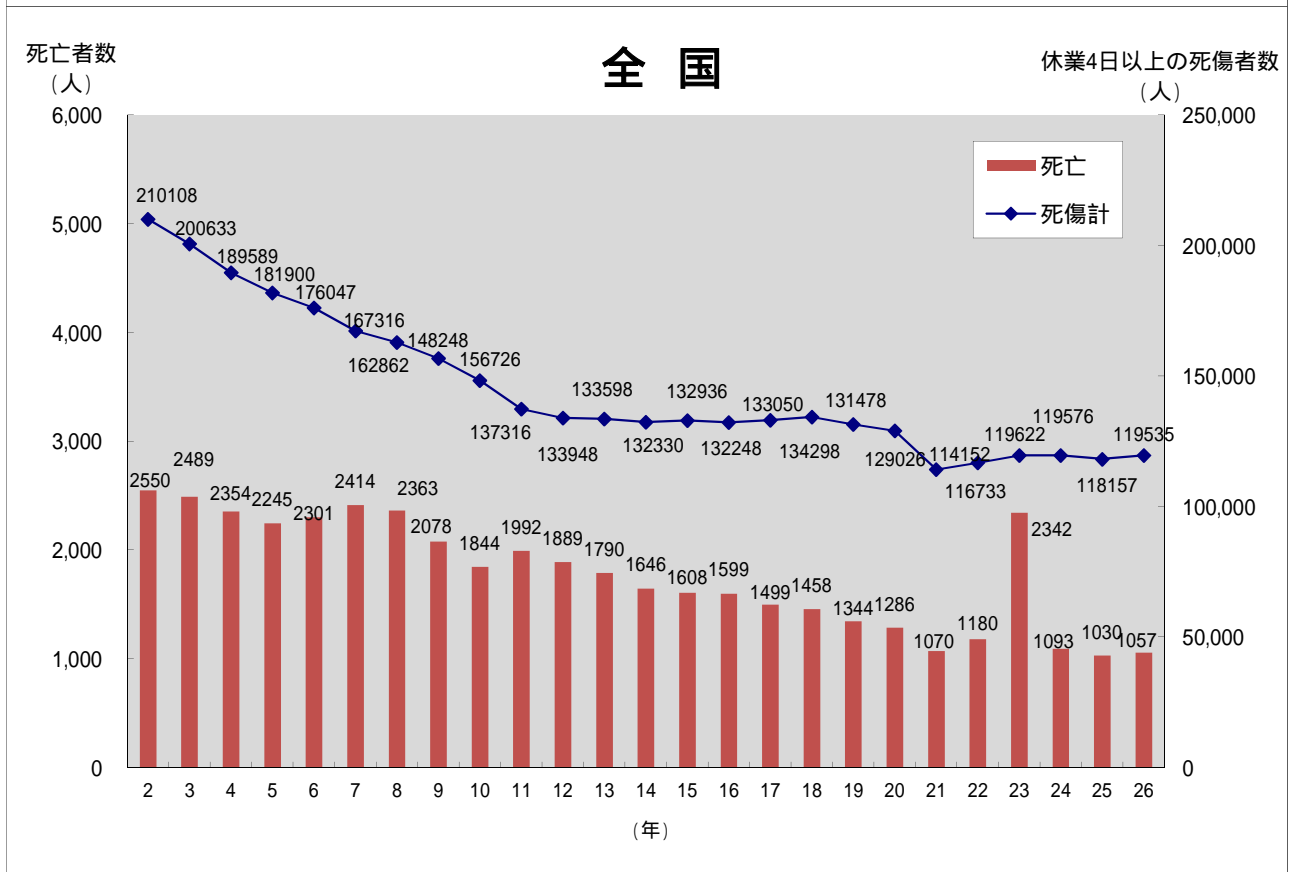
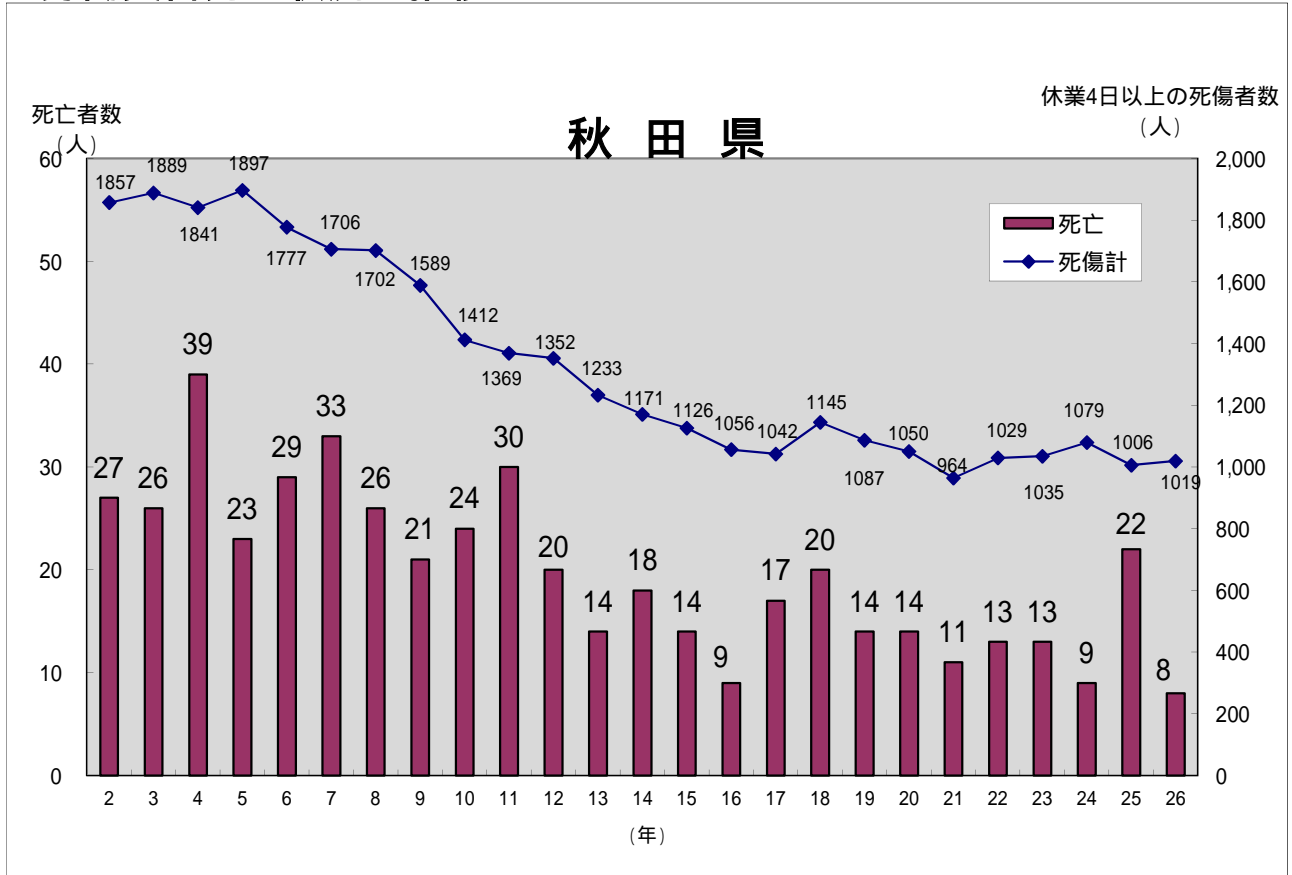
年別 業種別 号別	平成24年		平成25年		平成26年		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署													
	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上										
	亡	亡	亡	亡	亡	亡			亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡										
1~17 全業種合計	9	1079	22	1006	8	1019	13	1.3	4	367	1	366	3	96		98	1	186	5	200	3	124		148	3	129	2	110	8	104		97
1 製造業	1	225	3	208		203	-5	-2.4		68		66	1	30		27		35		42	1	26		27		30		22	1	19		19
食料品製造業	1	59	1	45		54	9	20.0		18		26		1		2		9		9	1	6		10		9		4		2	3	
木材・木製品製造業		46	1	39		43	4	10.3		5		11	1	13		10		10		11		1		4		5		7		5		
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		32	1	44		33	-11	-25.0		20		17		5		3		7		6		4				5		4	1	3	3	
一般・輸送用機械器具製造業		24		17		17	0	0.0		4		1		1		1		2		3		6		6		2		1		2	5	
電気機械器具製造業		8		8		8	0	0.0		2		1										1		2		1			4	5		
上記以外の製造業		56		55		48	-7	-12.7		19		10		10		11		7		13		8		5		8		6		3	3	
2 鉱業(鉱安法適用を除く)			3	1	5	1	6	1	20.0							2		1	1	3				1	1	4						
3 建設業	2	236	13	229	5	248	19	8.3	2	67	1	78	2	23		20		40	2	45	1	40		49	1	28	2	28	7	31		28
土木工事業	1	73	9	85	1	68	-17	-20.0		23		25	2	12		6		11		11		17		11		7	1	7	7	15		8
建築工事業		145	3	123	3	154	31	25.2	2	40	1	44		9		11		23	1	30	1	19		35		19	1	19		13		15
鉄骨・鉄筋家屋建築		17	2	21	1	24	3	14.3	1	4	1	7		1		1		4		2	1	7		8		4		3		1		3
木造家屋建築		78	1	66	2	91	25	37.9	1	15		23		6		10		11	1	17		10		24		14	1	11		10		6
その他の建設業	1	18	1	21	1	26	5	23.8		4		9		2		3		6	1	4		4		3	1	2		2		3		5
4 運輸交通業	1	94	1	78		100	22	28.2	1	38		47		10		9		14		21		7		12		4		6		5		5
道路貨物運送業	1	68	1	66		83	17	25.8	1	36		37		8		8		9		19		6		11		2		4		5		4
5 貨物取扱業				2		1	-1	-50.0				1						2														
6-2 林業	3	42	3	38		38	0	0.0	1	2		4		2		5	1	11		9		8		5	1	8		6		7		9
8 商業		186	1	160	1	156	-4	-2.5		65		67		14		12		27	1	24	1	14		17		22		24		18		12
小売業		158		133	1	128	-5	-3.8		52		54		14		11		20	1	16		11		15		18		23		18		9
13 保健衛生業		95		96		110	14	14.6		36		42		7		12		26		28		10		10		10		8		7		10
社会福祉施設		68		76		82	6	7.9		30		31		5		6		22		25		8		6		6		6		5		8
14 接客娯楽業	2	58		55		44	-11	-20.0		29		20		3		5		7		7		5		4		4		5		7		3
飲食店		25		25		12	-13	-52.0		15		6		2		1		2		3						2		2		4		
15 清掃・と畜業		50		46	1	35	-11	-23.9		21		17		3		3		7	1	4		5		4		6		3		4		4
上記以外の事業 6-1、7、9-12、16、17		90		89		78	-11	-12.4		41		24		4		3		16		17		9		19		13		8		6		7

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

資料1

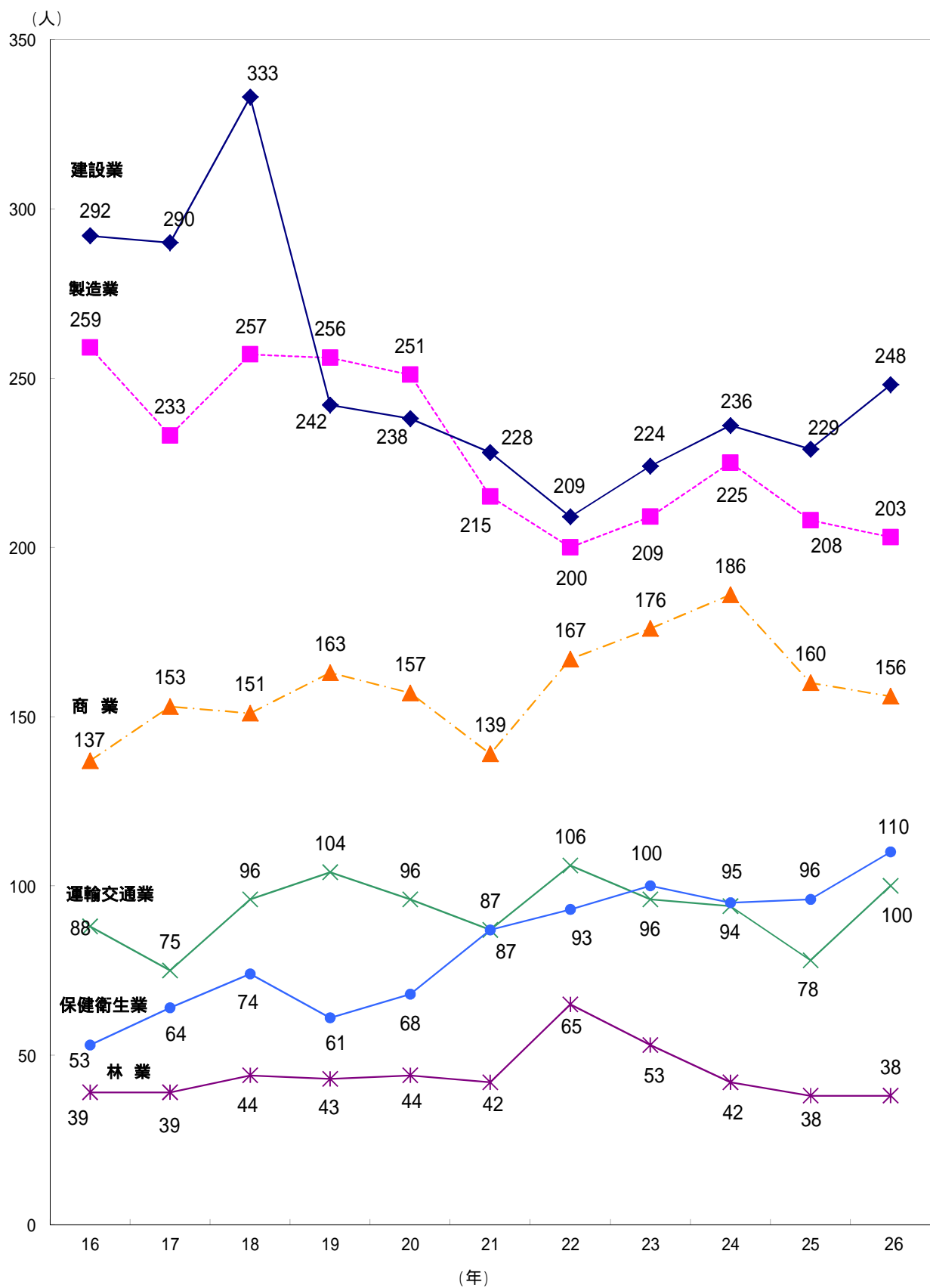


## 労働災害発生状況の推移



# 主要業種別の死傷者数の推移(平成16年～)

資料 3



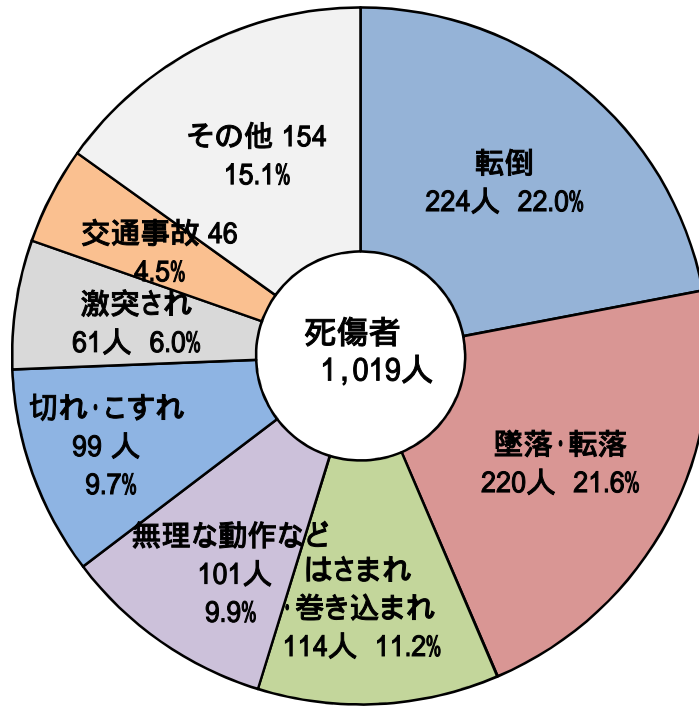
## 平成 26 年 死亡災害発生状況 (確定)

秋田労働局

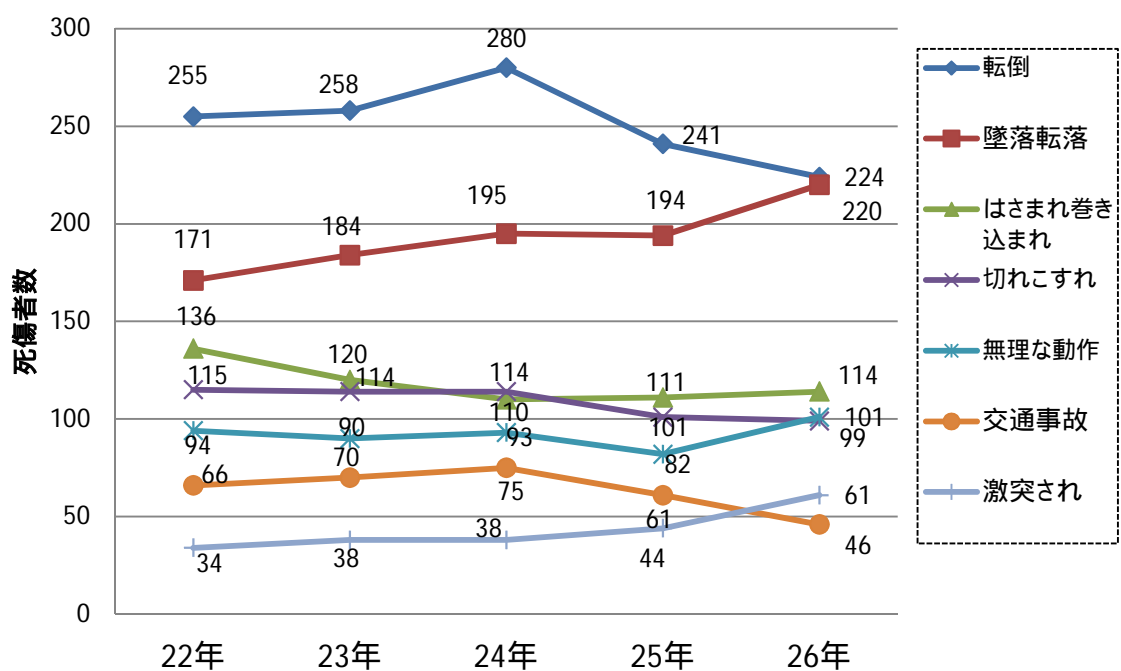
No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 ( 年以上 年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	大館	2月	採石業 (2-2-1)	50 歳代 (10年～ 20年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	階段採掘法による採石現場で、3段目の階段で発破した岩石をドラグショベル(機体重量 25 t)により落とす作業中に、3段目上部の岩石が崩落、その崩落によりドラグショベルとともに 43.7m 下まで転落し、運転席から投げ出されて被災した。
2	大館	7月	その他の廃 棄物処理業 (15-1-3)	60 歳代 (5年～ 10年)	墜落、転落	建築物、 構築物	被災者は集水槽(深さ 5.5m)の脇にある電動ポンプの操作盤を操作し、集水槽の水を下水道に圧送作業中、集水槽の蓋(鉄板 2枚)のうち 1枚を外した開口部(1m×0.6m)から集水槽内(水位: 4m)に墜落し被災した。
3	大曲	8月	木造家屋 建築工事業 (3-2-2)	70 歳代 (10年～ 20年)	飛来、落下	その他の動力 クレーン等	高さ約 45m の山林の斜面上部に設置されている祠を修理するため、祠の柱と斜面下の栗の木の 2 箇所滑車を取付け、滑車に張られたトラロープを軽トラックで牽引して、材料を斜面上部に引きずり上げる作業中、栗の木に取付けていた滑車の台付けロープ(直径: 9mm)が破断し、牽引ロープの内角側にいた被災者に滑車(重さ 450g、直径 5cm)が飛来、頭部に当たり被災した。
4	大曲	9月	道路建設 工事業 (3-1-6)	50 歳代 (10年～)	崩壊、倒壊	地山、岩石	林道改良工事において、沢の水を通すために埋設されていたヒューム管を交換するために掘削された溝(深さ 3.7m、長さ 14m、底幅 1.3m、傾斜約 75度)において、法肩部分の地山が長さ約 2m に亘り崩壊(土量約 1.5 立米)し、内部にいた労働者が埋まり被災した。
5	秋田	10月	鉄骨・鉄筋コ ンクリート 造家屋建築 業 (3-2-1)	70 歳代 (30年～)	墜落、転落	足場	高等学校教室棟建築工事現場において、講堂内に組み立てていた内部棚足場の解体作業中、当該棚足場上で足場板を外そうとして 2.65m 下のコンクリート床に墜落し被災した。
6	大館	11月	木造家屋 建築工事業 (3-2-2)	60 歳代 (40年～)	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	木造住宅新築工事において、梁又は梁の上に敷いたコンパネ(高さ 6.65m)上で屋根下地(垂木)の取付け作業中、開口部(梁とコンパネの間)から 2階床部分に敷いていたコンパネに一旦墜落し、さらに 1階のコンクリート土間に墜落し被災した。
7	大館	11月	機械器具設 置工事業 (3-3-2)	40 歳代 (10年～ 20年)	墜落、転落	クレーン	クレーンヤード内の橋形クレーンの移設工事において、橋形クレーンを移動式クレーン(つり上げ荷重 25t)により 3点吊りでつり上げて移動させるため、被災者は高所作業車のパケットから橋形クレーンのガーダ部(幅 50cm)に乗り移り、ガーダ上を玉掛け位置まで移動した際に、高さ 6.75m 下の地面に墜落し被災した。
8	大館	12月	その他の小 売業 (8-2-9)	50 歳代 (30年～)	飛来、落下	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	2階建て倉庫の 1階の屋根上において、2階屋根の軒先付近に張り出した雪をスコップで突き落とそうとしたところ、雪止めが外れていた 2階屋根上の雪が大きな塊となって落下し、落下した雪とともに 1階屋根上から約 2m 下の雪面に滑落して、雪中に埋もれ被災した。



## 事故の型別発生状況(全業種 平成26年)

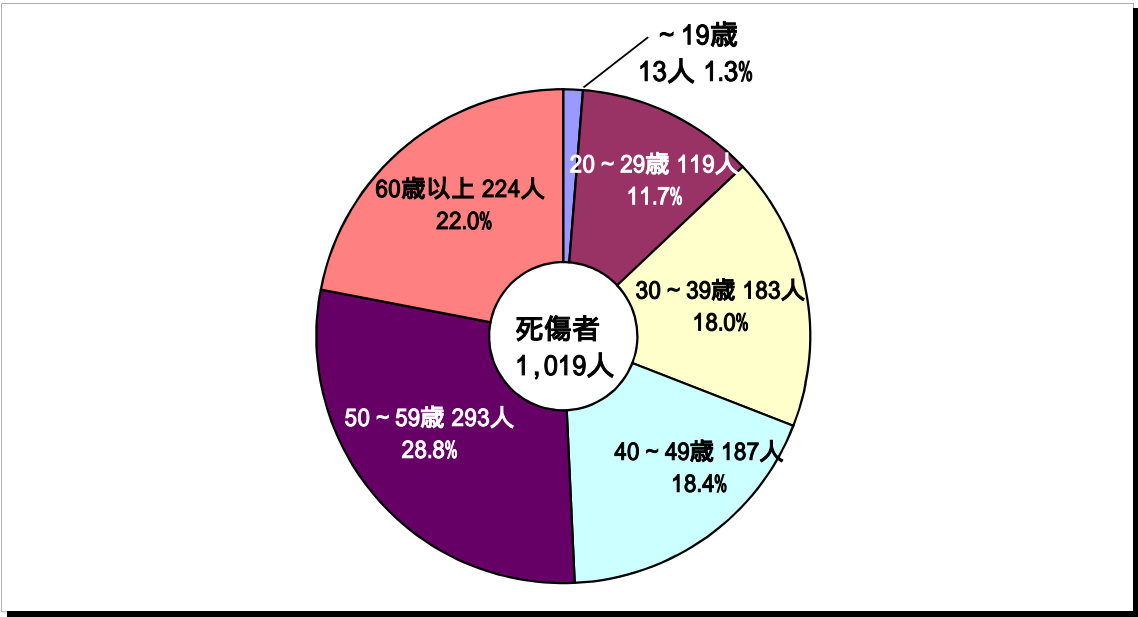


## 事故の型別発生状況の推移



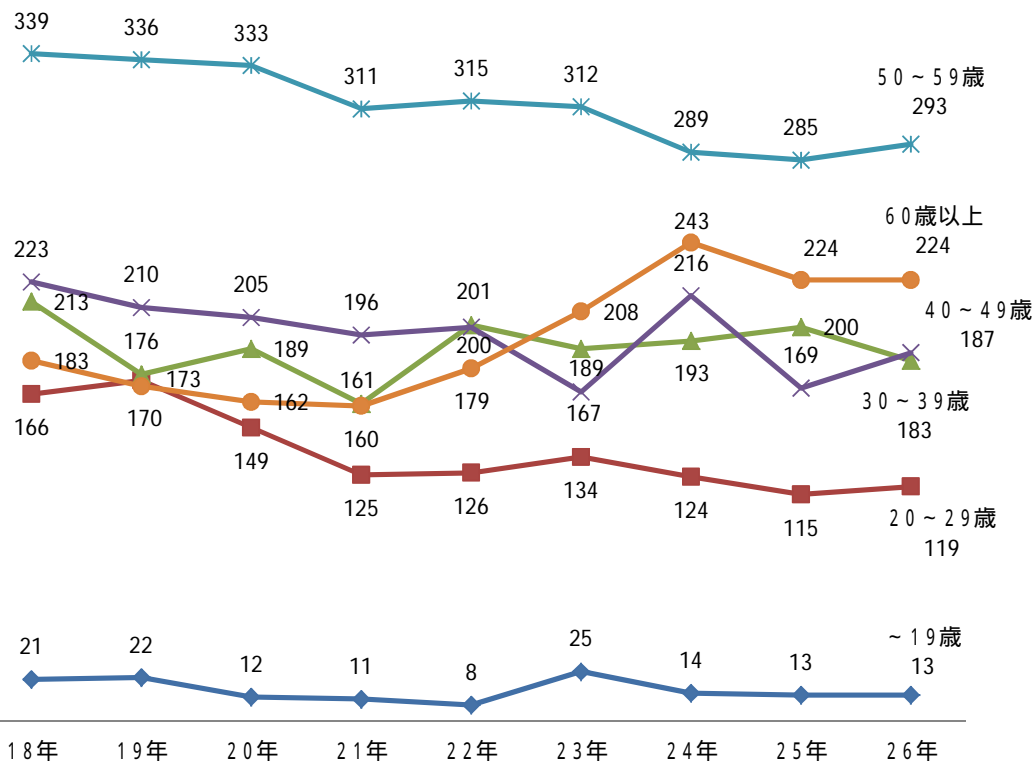
# 被災者の年齢別内訳(全業種 平成26年)

資料6



## 被災者の年齢別の推移(人)

◆ ~19歳 ■ 20~29歳 ▲ 30~39歳 × 40~49歳 \* 50~59歳 ● 60歳以上



# 平成27年度秋田労働局の重点施策

## はじめに

平成27年度の行政運営にあたっては、有効求人倍率が高水準を維持するなど改善が続き、人手不足分野が散見される中で、職業紹介業務の充実強化を図りながら、地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、重層的なセーフティネットの構築、女性、若者、高齢者等の人材力の強化や、人手不足分野などでの人材確保を推進するとともに、地域のニーズに即した職業訓練の実施など、「全員参加型社会」の実現に向けた雇用対策に取り組むこととする。

また、法定労働条件の遵守徹底のために迅速かつ厳正な対応を行うとともに、災害が多発している業種に対する労働災害防止に向けた効果的な指導、子育て支援策、男女雇用機会均等確保対策を推進し、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めることとする。

## 1 労働基準行政の重点施策

### 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等を積極的に推進します

#### 目標

過重労働による健康障害防止の一環として、臨検監督した事業場について、労働時間の**把握状況**、36協定の当事者の適格性、周知状況の確認を確実に実施します。

目標値 100%

過重労働監督における  
36協定の当事者の  
適格性、周知状況の確認

100%

### 最低賃金制度を適切に運営します

#### 主な施策

- 最低賃金審議会を円滑に運営し、各団体を通じて、広く最低賃金額の周知徹底を図ります。
- 最低賃金法の履行確保上、問題があると考えられる地域、業種等を重点に監督指導を行い、遵守徹底を図ります。
- 「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」を広く周知し、利用促進を図ります。

#### 主な施策

- 過重労働の抑制のための監督指導を実施し、限度基準の遵守を推進します。
- 秋田労働局働き方改革推進本部のもとで、局幹部職員による企業トップへの働きかけ、地域の気運の醸成などを行い、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- 法定労働条件の確保のため労働基準関係法令の遵守を指導し、重大・悪質事案に対しては厳正に対処します。また、倒産や大量整理解雇等の情報を把握し、履行確保上の問題が懸念される事案については、迅速かつ適切に監督指導を実施します。
- 労働時間適正把握基準の遵守を重点とした監督指導を実施し、賃金不払残業の防止に努めます。
- 労働契約法や裁判例など労働契約に関するルールを労使双方に周知啓発します。
- 4月1日より適用される有期特措法については、周知・説明を実施します。
- 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の周知のため、あらゆる機会に説明します。

もう、チェックした？

秋田県 最低賃金			
6	7	9	円

平成26年10月5日から！

特定最低賃金	
産業名	地域別
非鉄金属製錬・鑛業業	804
電子部品・デバイス等製造業	798
自動車・同附属品製造業	776
自動車（乗用）・自動車部品・用器具小売業	765



# 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進します

## 目標

第12次労働災害防止計画等に基づき労働災害の減少を図ります。

第三次産業の重点業種の死傷者数減少(24年比)

小売業 126人以下 社会福祉施設 61人以下  
 飲食店 13人以下 陸上貨物運送事業 63人以下  
 製造業・建設業・林業の死亡者数 5人以下  
 規模50名以上企業におけるメンタルヘルス対策の実施70%以上

## 主な施策

- ・休業災害の多い第三次産業の重点業種に対し、災害防止説明会を継続的に開催する等により、労働災害の減少を図ります。
- ・重篤な災害の多い重点業種に対し、労働災害防止団体と連携してリスクアセスメントの普及や機械の安全対策、化学物質管理対策、高齢者安全対策等を推進します。
- ・メンタルヘルス不調予防対策及び職場復帰対策のためのセミナーを開催します。
- ・事業場における自主的な安全衛生活動への指導等を行います。
- ・最も多い転倒災害の防止対策を推進します。

### 重点対象業種の労働災害減少



労働災害発生状況の推移



## 参考

第12次労働災害防止計画目標  
 (平成24年と比較して)

平成29年までに死傷者数を15%以上減少  
 平成29年までに死亡者数を15%以上減少

# 労災補償対策を推進します

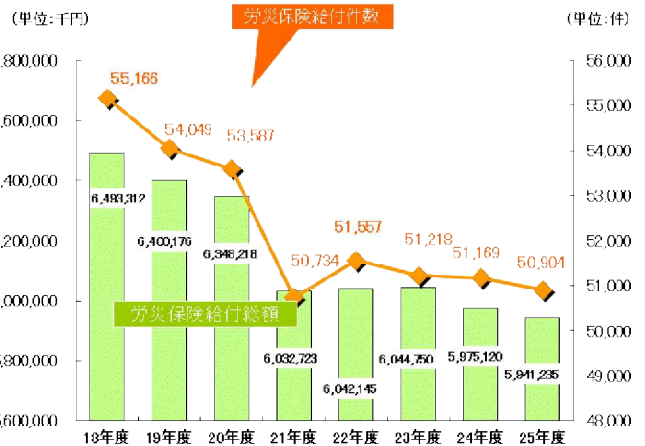
## 目標

労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。

行政手続法標準処理期間の1/2以内処理

## 主な施策

- ・認定基準に基づいた労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
- ・計画的な調査等による精神障害事案及び脳・心臓疾患事案の適正な処理を行います。
- ・石綿関連疾患の労災請求について、周知・広報を的確に実施し、早期請求勧奨を行います。



労働局では「労災かくし」に対し、罰則を適用して厳しく処罰を求めると、厳正に対処することとしています。  
 事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡って労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。